

## 入 札 説 明 書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

### 1 調達内容

#### (1) 業務の名称及び数量

大山駐車場地中熱融雪設備保守点検業務委託 一式

#### (2) 業務の仕様

別添大山駐車場地中熱融雪設備保守点検業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

#### (3) 業務の期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 12 日まで

### 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

#### (1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

#### (2) 令和 7 年鳥取県告示第 647 号（令和 8 年度及び令和 9 年度において県が締結する道路施設等管理業務の委託契約に係る指名競争入札（限定公募型指名競争入札を含む。）に参加する者に必要な資格の審査申請手続等について）に基づく、令和 8・9 年度消融雪施設保守点検業務の入札参加資格を有するとともに、令和 8・9 年度消融雪施設保守点検業務入札参加資格者名簿に記載された対応可能地区に米子が登録されている者であること。

#### (3) この調達の公告日から契約締結日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱（平成 20 年 5 月 1 日施行）第 4 条の規定による入札参加制限又は資格停止の措置を受けていない者であること。

### 3 契約担当部局

鳥取県西部総合事務所県民福祉局西部観光商工課

### 4 入札手続等

#### (1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒683-0054 鳥取県米子市糺町 1 丁目 160 番地

鳥取県西部総合事務所県民福祉局西部観光商工課

電話 0859-31-9636

電子メール seibu-kenminfukushi@pref.tottori.lg.jp

#### (2) 入札説明書等の交付方法

令和 8 年 8 月 31 日（月）から同年 9 月 14 日（月）までの間にインターネットの鳥取県西部総合事務所のホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/s-sougou/>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

##### ア 交付期間及び交付時間

令和 8 年 8 月 31 日（月）から同年 9 月 14 日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までとする。

##### イ 交付場所

(1) に同じ

#### (3) 郵便等による入札

不可とする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年9月25日（金）午前10時 即時開札

イ 場所

〒683-0054 鳥取県米子市糺町1丁目160番地  
鳥取県西部総合事務所2号館2階 第22会議室

5 入札に関する問合せの取扱い

(1) 疑義の受付

本件入札に関しての質問は、質問書（様式第2号）を作成し、電子メールにより4の（1）の場所に令和8年9月4日（金）正午までに提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

なお、電子メールにより質問する場合は、件名に「大山駐車場地中熱融雪設備保守点検業務委託について」と記載すること。

(2) 疑義に対する回答

（1）の質問の回答については、令和8年9月9日（水）までにインターネットのとりネット鳥取県西部総合事務所のホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/s-sougou/>）によりまとめて閲覧に供する。

6 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札に参加を希望する者は、7の事前提出物を、郵便等又は持参の方法により4の（1）の場所に令和8年9月14日（月）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 入札者は、（1）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された事前提出物は返却しない。

また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

7 事前提出物

事前提出物は入札参加資格確認書（様式第1号）とし、提出部数は1部とする。

8 資格審査について

(1) 6の（1）により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和8年9月17日（木）までに通知する。

(2) （1）の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県西部総合事務所長に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和8年9月18日（金）午後5時までに書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

(3) （2）により説明を求められた場合、鳥取県西部総合事務所長は、説明を求めた者に対して令和8年9月24日（木）までに書面により回答する。

9 入札条件

(1) 入札は、紙入札により行うこととし、入札書は所定の書式（様式第5号）使用すること。

(2) 入札書に記載する金額は、業務期間の総額を見積もった契約申込金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）とし、併せて、課税事業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

(3) 入札書及び委任状（様式第3号）の宛名は「鳥取県西部総合事務所長 荒田すみ子」とすること。

(4) 入札者は、入札書の記載内容を抹消し、訂正し、又は挿入するときは、当該箇所に押印しなければ

ばならない。ただし、入札金額は、訂正できない。

- (5) 入札者は、いったん提出した入札書の手換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (6) 再度入札は2回とする。(初度入札を含めて3回とする。)
- (7) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
- (8) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合は、入札時に必ず委任状を提出しなければならない。なお、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。
- (9) 入札書は、調達案件の名称、住所、商号又は名称、代表者氏名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (10) 入札参加者は、入札書を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができる。
  - ア 入札執行前にあっては、入札辞退届を郵便等又は持参の方法により提出すること。
  - イ 入札執行中にあっては、入札辞退届を提出すること。
- (11) 入札者は、政令、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
- (12) 入札後、本件公告、仕様書、この入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

## 10 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 11 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- (2) 7の事前提出物を提出していない者のした入札
- (3) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合において入札を行うまでに委任状を4の(4)の場所に提出していない入札。ただし、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。
- (4) 他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札
- (5) 入札に際し、不正の行為があった者のした入札
- (6) 入札書の「入札者氏名」が入札に関する権限を有する者(代表者又は受任者)となっていない入札
- (7) 郵便等による入札
- (8) 記名押印のない入札書による入札
- (9) 入札書の金額、氏名、印影、その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札
- (10) 入札書を鉛筆で記載した入札
- (11) 1案件に対し入札書を2通以上提出した入札
- (12) 入札開始時刻までに入札場所に参集しなかった者のした入札
- (13) 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (14) 政令、会計規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札

## 12 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づい

て作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

なお、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者が二名以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

13 契約書作成の要否

要

(ただし、会計規則第 111 条の規定により、契約書の作成を省略し、請書を徴する場合がある。)

14 手続における交渉の有無

無

15 その他

(1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。

(2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。

(3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。

(4) 契約の相手方(以下「受注者」という。)が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の 10 分の 1 に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等(受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。)とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(5) 再委託の禁止

ア 受注者は、発注者の承認を受けないで、再委託をしてはならない。

イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの再委託の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。

(ア) 再委託の契約金額が本件業務に係る委託料の額の 50 パーセントを超える場合

(イ) 再委託する業務に本件業務の中核となる部分が含まれている場合

ウ 受注者は、アの承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に本件業務に係る契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。

(6) 10 の (2) の契約保証金の免除を希望する受注者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書 (様式第 4 号) を、4 の (1) の場所に提出すること。

(7) 発注者が利用する電子契約サービスによる契約を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに電子契約同意書兼メールアドレス確認書 (様式第 6 号) を、4 の (1) の場所に提出すること。

なお、電子契約の締結に同意した落札者は、発注者が電子署名完了後に同サービス上で落札者宛に送信するメールにより契約書等の内容を確認し、異議がなければ電子署名を行うものとする。